

施設入所支援・生活介護

入所施設において、日常生活に常時介護を必要とする障害者の皆様が、安全で安心して生活を送れるように、日中は「生活介護」夜間は「施設入所支援」の2事業をもって24時間の支援を提供しております。

当施設では、入浴・排泄・食事等の介護や生活等に関する相談及び助言、創作活動の提供・機能訓練を行い、生活能力の向上を目指して支援しております。

利用の対象

入所（施設入所支援+生活介護）

- ①身体障害者手帳をお持ちの18歳から概ね65歳の常時介護等が必要な方
- ②50歳以下の方は障害支援区分が4以上、50歳以上の方は障害支援区分が3以上の方。

《利用料金（1日あたり）》

下記の料金表によって、ご契約者の障害支援区分に応じた①サービス利用料金から、介護給付費等の給付額（全体額の9割）を除いた金額（全体額の1割＝利用者負担）となります。

①サービス利用料金

《生活介護》（1単位＝10.18円）

ご契約者の障害支援区分 とサービス単位／日	生活介護					
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
	1045単位	781単位	549単位	493単位	445単位	445単位

*その他加算あり

《施設入所支援》（1単位＝10.20円）

ご契約者の障害支援区分 とサービス単位／日	施設入所支援					
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
	295単位	247単位	198単位	162単位	132単位	132単位

*その他加算あり

◎ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証の利用者負担上限額に記載されている額となります。

② 食費等実費負担額

利用されるサービスと料金	生活介護	施設入所支援
1. 食事に係る自己負担額 (1日あたり)	昼食： 520 円	朝食： 390 円 夕食： 520 円
2. 光熱水費に係る自己負担額		10,000 円 (月額)

◎ご負担いただく額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証に記載されている、特定障害者特別給付費の支給内容をもとに計算されます。

③その他

短期入所

居宅において、キーパーソンとなる介護者が疾病・行事・介護疲れ等の理由で、施設等へ短期間の入所を必要とする障害者の皆様に、その有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、入浴・排泄・食事等、日常生活上必要な支援を行います。

利用の対象

- ①身体障害者手帳をお持ちの 18 歳から概ね 65 歳の常時介護等が必要な方
- ②障害支援区分が 1 以上

*お申込みは、担当相談支援事業所にお問合わせください。

<サービス利用料金（1日あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の障害支援区分に応じたサービス利用料金から、介護給付費額を除いた金額（利用者負担）をお支払いいただきます。

短期入所サービス費（Ⅰ）・・・入退所日に昼食を提供した場合 (1 単位=10.18)

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用単位	短期入所Ⅰ	短期入所Ⅱ	短期入所Ⅲ	短期入所Ⅳ	短期入所Ⅴ	短期入所Ⅵ
	区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2	区分 1
	892 単位	758 単位	626 単位	563 単位	492 単位	492 単位

*その他の加算あり

短期入所サービス費（Ⅱ）入退所日に昼食を提供しなかった場合 (1 単位=10.18 円)

1. ご契約者の障害程度区分とサービス利用単位	短期入所Ⅰ	短期入所Ⅱ	短期入所Ⅲ	短期入所Ⅳ	短期入所Ⅴ	短期入所Ⅵ

害程度区分とサービス利用単位	区分 6 582 単位	区分 5 510 単位	区分 4 307 単位	区分 3 232 単位	区分 2 166 単位	区分 1 166 単位
----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------

* その他加算あり

◎ご負担いただく金額については、市町村が発行する障害福祉サービス受給者証の利用者負担上限額に記載されている額となります。

(2) 介護給付費の対象外のサービス

下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払いいただきます。

① 食事の提供に要する費用

《食事提供加算 非該当》		《食事提供加算 該当》	
朝食	390 円	朝食	230 円
昼食	520 円	昼食	320 円
夕食	520 円	夕食	320 円
(食材料費)			

※ 上記金額に利用日数を乗じた額を請求します。

※ 低所得者の方は、食事提供体制加算として1日あたり 48 単位が市町村から支払われます。

② 光熱水費

日額 329 円

※ 上記金額に利用日数を乗じた額を請求します。

③ その他

特定相談支援事業

特定相談支援事業では、相談支援専門員が、障害による日常生活のお困り事の相談を受けながら、サービスの種類の説明やどのようなサービスを利用するのが良いのか等、利用者・ご家族の皆様と一緒に考え、サービス等利用計画の作成を行っております。